

香川県報



第 18 号

平成 17 年

3 月 4 日(金曜日)

平成十七年三月四日

香川県知事 真鍋 武 紀

目次

告 示

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

- 有害図書 の 指定 (青少年・男女共同参画課) 一
- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
- 土地収用法の規定による事業の認定 (土木監理課) 二
- 平成十六年香川県告示第百二十五号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定)の一部改正 (住宅課) 三

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民参画課) 四
- 大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定による公告 (経営支援課) 四
- 肥料の登録 (農業経営課) 四
- 土地改良事業の適否決定(六件) (土地改良課) 七
- 土地改良事業の同意 () 七
- 土地改良区の役員の退任の届出 () 七
- 県営土地改良事業計画に係る特別減歩換地の指定 () 七
- 公安委員会公告
 - 道路交通法の規定による技能検定員審査の実施 八
 - 道路交通法の規定による教習指導員審査の実施 九

告 示

●香川県告示第百二十五号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八條第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
19	平成十七年三月十五日	雑誌	MADONNA HOUSE 3月号 (Vol. 212)	08357-03	若生出版(株)	内容が著しく性的感情を刺激し、又は虚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
20		コミック誌	COMIC ゲッチュ COMIC びーた 3月増刊号	13882-03	"	
21		"	COMIC びーた 2月号	13881-02	"	
22		"	Kissui 3月号 (VOL. 016)	02801-3	英知出版(株)	
23		雑誌	Suppin EVOLUTION 3月号	05463-03	"	
24		"	ストリート・シュガー 3月号 (VOL. 302)	04167-03	(株)サン出版	
25		コミック誌	comic Amour 3月号 (No. 183)	03801-03	"	
26		雑誌	ザ・ベストMAGAZINE プラス VOL. 8 おとなの娯楽館 SELECTION 2月号増刊	12204-02	(株)ベストセラーズ	
27		"	DOPE ザ・ベストマガジン 3月号増刊	04040-3	"	
28		"	Celeb girls ウォーB組2 月号増刊 (VOL. 016)	11804-02	(株)マガジン	
29		"	別冊 ドット 3月号 (Vol. 32)	17907-03	"	
30		"	new urecco 3月号 (vol. 225)	01851-03	ニリオン出版(株)	
31		"	おとこの遊園地 3月号 (No. 163)	02065-3	(株)ライド社	

32	雑誌	パッコンパラダイス 3月号 (Vol.154)	07483-03	(株)メグ ックス
33	コミック 誌	ラゾキス 3月号	19147-03	(株)笠倉出 版社
34	雑誌	月刊 Bud 1 パチスロ7 Jr 3月号号外 (Vol.2)	07492-3 /20	(株)蒼竜社
35	雑誌	スカッドプレス トラッキ ング3月号増刊 (VOL.1)	16718-03	(株)英和出 版社
36	コミック 誌	COMIC ペンギンクラフ 3月号 (Vol.223)	17999-3	辰巳出版(株)
37	雑誌	Special AYA 3月号	09671-03	(株)宙出版

●香川県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、二、一五	訪問介護ところ さぬき市大川町富 田中五八七番地三	有限会社ところ さぬき市大川町富 田中五八七番地三	訪問介護
平成一七、二、四	すばる居宅介護支 援 東かがわ市馬篠三 三三番地一四	特定非営利活動法 人すばる 東かがわ市松原一 〇一一番地二	居宅介護支援事業

●香川県告示第百二十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 起業者の名称
高松市
- 二 事業の種類
高松市檀紙薬王寺墓地移転整備事業
- 三 起業地
1 収用の部分
高松市檀紙町字薬王寺地内
2 使用の部分
なし

四 事業の認定をした理由

平成十七年一月二十日に高松市より申請のあった高松市檀紙薬王寺墓地移転整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

- 1 土地収用法第二十条第一号の要件への適合性について
本件事業は、土地収用法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に該当する。
- 2 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
土地収用法第二十条第二号の要件への適合性について
本件事業の起業者は高松市であり、本年度予算において用地取得に要する経費を計上するとともに、平成十六年十二月九日付けで墓地の区域の変更に関する許可を受けていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
- 3 このため、本件事業は、土地収用法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
土地収用法第二十条第三号の要件への適合性について
① 事業施行の妥当性
県道四座香西線改修工事の施行に伴い高松檀紙薬王寺墓地の一部が支障となり、墓石の移転が余儀なくされている。

本件事業は、現墓地の隣接地を取得し、墓地区画四十六区画を造成することで、墓石の移転先を確保しようとするものである。

本件事業の施行により、地域住民の祖先祭祀のよりどころである市有墓地の機能を回復し、地域の公衆衛生の維持が図られることから、事業施行の妥当性が認められる。

② 周辺環境への影響

起業地は全て平坦な農地で、民家に接していないことから、墓地の造成による周辺の土地利用や自然環境への影響は軽微であると認められる。

③ 起業地の選定及び事業の規模

本件事業の起業地の選定に当たっては、社会的、技術的、経済的見地から三案の候補地の比較検討を行い、最も適切な案を採用していると認められる。

また、事業の規模についても、移転を要する墓石を「高松市墓地等の経営の許可等に関する条例」の要件に適合させつつ効率的に配置していることから、必要最小限と認められる。

④ ①から③に述べたことから、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業は、県道改修事業により移転を余儀なくされた墓石の移転先を確保する事業であり、早急に施行する必要性が高い。

このため、本件事業は、土地を収用する公益上の必要が認められ、土地収用法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第二十条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

五 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

高松市土木部道路課

●香川県告示第百二十八号

平成十六年香川県告示第百二十五号（公営住宅法施行令第二条第一項第四号に規定する数値の決定）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表飯山の項中「〇・八〇」を「〇・六七」に、「〇・七七」を「〇・六四」に改める。

公 告

●香川県公告第百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年四月二十一日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年二月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ミチカタ

白井 知之

丸亀市葭町七二番地

三 定款に記載された目的

この法人は、郷土讃岐が産んだ偉才「久米通賢翁」の遺徳を顕彰し、これを後世に伝え、「産学協同」の精神を踏襲して、郷里香川の発展と日本の平和と安全に寄与し、併せて国際親善に貢献することを目的とする。

●香川県公告第百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月四日

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第四百九十九号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山 PANS+A 高松十三店 高松市十川西町字露尾六七一番四ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年三月四日(金曜日)から同年四月四日(月曜日)まで

●香川県公告第三百三十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成十七年二月十六日	香川県第七三九号	副産石灰肥料	サン粒状カキ副産石灰	アルカリ分四〇・〇	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	株式会社サン横川 香川郡塩江町大字安原上一三五六

●香川県公告第三百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月十五日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十一日から同月三十一日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
三木町	香川用水非受益地域用水確保事業よし池地区	三木町産業振興課
〃	香川用水非受益地域用水確保事業田村中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業西土居地区	〃

●香川県公告第三百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市糠山池土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業谷本池地区)を行うことについて平成十七年二月十五日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十七年三月十八日から同年四月七日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第三百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月十七日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
満濃町	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 椿谷地区	満濃町建設課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 福家下所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 深田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 池下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 公文地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 杉上土所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 五毛地区	〃

●香川県公告第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 柳地区	坂出市環境経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 向地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 真元地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 谷西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 浜東二号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 外新開地区	〃
満濃町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上田井地区	満濃町建設課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 南谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中所地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 長田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 涌井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 城力地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大向下所地区	〃
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 蜂の坪地区	多度津町産業課

●香川県公告第四百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月二十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌町	町名	土地改良事業名	縦覧場所
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 東行末下地区	綾歌町建設課
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 沖南2号地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 西山1号地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業) 池尻地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 油山地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 西山地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 一本木地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 原地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 平塚地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 平塚東地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 成願寺下地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 一番堂地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業) 尻池地区	〃
〃	〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業) 宿毛地区	〃

●香川県公告第百四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月二十一日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事業)	善通寺市農林部土地改良課
〃	熊ヶ池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事業)	〃
〃	菖蒲池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事業)	〃
〃	摺鉢池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(ため池等整備事業)	〃
〃	総壇池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)	〃
〃	木ノ下地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 栗ノ下西又地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東碑殿地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 稲木西角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 原田宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）上郷 西部地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西原地区	〃

●香川県公告第四百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年二月十六日同意した。

平成十七年三月四日

香川県知事 真鍋武紀

町名	土地改良事業名
綾南町	団体営ため池等整備事業（小規模）丸池地区
〃	団体営ため池等整備事業（小規模）日切池地区

●香川県公告第四百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川用

水土地改良区から役員（の）の退任について次のとおり届出があった。

平成十七年三月四日

香川県知事 真鍋武紀

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事 岸上 修 観音寺市柞田町丙一二五一番地一 平成一七、二、一

●香川県公告第四百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営農村振興総合整備事業三木北部地区（第二工区）において樹立する換地計画に關し、次の従前の土地は、地積を特に減じる土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年三月四日

香川県知事 真鍋武紀

従前の土地の表示

所在	地番	地目	用途	地積	特に減ずる地積
木田郡三木町 大字井上字西 山田	四〇六	田	田	一、三六五平方メートル	二三〇平方メートル
〃	四四一―一二	〃	〃	一、二六一平方メートル	二六七平方メートル
〃	六一九	〃	〃	五六一平方メートル	六〇平方メートル
木田郡三木町 大字池戸字四 角寺	一〇六九	〃	〃	三四七平方メートル	二〇〇平方メートル
〃	一〇七〇	〃	〃	五三五平方メートル	三〇〇平方メートル

2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

- (一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)
- (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 規則第十七条第一項、第二項又は第三項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第二項各号又は第三項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

4 技能検定員審査手数料 香川県証紙により納入すること。

四 その他

- 1 技能検定員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
- 2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。

●香川県公安委員会公告第二十三号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)第十条第二項において準用する規則第二条の規定により公示する。

平成十七年三月四日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

一 教習指導員審査の期日及び場所

- 1 期日 平成十七年四月二十日(水)から同年五月二十日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に定める国民の祝日を除く。)で、受付期間終了後、申請者に通知する日

2 場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課

二 教習指導員審査の種類

大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、牽引免許、大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る教

習指導員審査

三 教習指導員審査の申請手続

- 1 受付期間 平成十七年三月二十三日(水)から同年四月一日(金)までの間
- 2 受付場所 高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課教習所係 電話番号〇八七―八三三―〇一一〇

3 提出書類

- (一) 審査申請書(2の受付場所で交付する用紙に必要な事項を記入したもの)
- (二) 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)
- (三) 規則第十七条第一項、第四項又は第五項の規定により審査細目が免除される場合は、同条第一項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる者のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

四 その他

- 1 教習指導員審査に関する問い合わせは、三の2の受付場所に行うこと。
- 2 詳細については、三の2の受付場所で交付する受審案内書を参照すること。

平成十七年三月四日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています